

# 健康保険の被扶養者に該当しなくなる時

## ●被扶養者の資格を失ったときは5日以内に届出を

被扶養者としていったん登録されたあと、時間の経過とともに生活・生計状況が変化して、健康保険の被扶養者の資格を失うことがあります。

例えば、被扶養者であった人の就職、結婚、別居、死亡などの場合です。「被扶養者として認定されるための条件」(40ページ参照)にみられる被扶養者の要件が欠けた場合は、被扶養者から除く手続きをとらなければなりません。ただちに**各社の担当窓口**経由でリリー健保に届け出てください。

手続きが遅れ、事後に給付、医療費の利用が確認された場合はリリー健保より返還請求します。  
また、扶養に該当しない人を登録したままにしていると、本来負担しなくてもいい高齢者医療制度の支援金・納付金が増加し、将来的に保険料の引き上げなど、被保険者の方の負担増につながりますので、手続きは速やかにしてください。

### 例えばこんなとき

#### ●就職したとき 収入が増えたとき

子どもや妻などの被扶養者が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者としての認定要件をはずれた場合などは、被保険者の被扶養者自身が被保険者になります。  
※収入金額については、43ページをご参照ください。



#### ●扶養しているお子さんが 結婚したとき

結婚相手の被扶養者になります。

#### ●扶養している配偶者と 離婚したとき



#### ●雇用保険の失業給付を 受給したとき

※失業給付の受給金額については、41ページのQ & Aをご参照ください。



#### ●別居したとき

被保険者と同居していなければ被扶養者として認められない人(「被扶養者として認定されるための条件」(40ページ参照)は、別居によって被扶養者からはずれます。



#### ●別居している扶養家族への 仕送りをやめたとき

(生計維持関係の解消)

#### ●死亡したとき

被扶養者が死亡した場合は、家族埋葬料などが支給されますので、「埋葬料(費)支給請求書」などの提出も必要です。(詳しくは70ページ参照)



#### ●75歳(一定の障害がある方は65歳)になったとき

2008年4月から後期高齢者医療制度が創設され、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の人はすべて後期高齢者医療制度に加入することになっていますので、被保険者や被扶養者が75歳(一定の障害がある方は65歳)になったとき、健康保険組合の加入資格を失います。(詳しくは78ページ参照)

※後期高齢者医療制度の対象となる被保険者に74歳以下の被扶養者がいる場合、被扶養者も加入資格を失いますので、75歳になるまでは国民健康保険などに加入する必要があります。



詳しい手続きは **72** ページ参照